

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年2月20日

収支等命令者
佐賀県武雄県税事務所長
古川 英生

1 条件付一般競争入札（事後審査型）に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度武雄総合庁舎警備業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 入札説明書などによる |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地「武雄総合庁舎」 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(一般的事項)

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6～令和8年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(警備業務に関する事項)

- (1) 佐賀県内に本店の住所を有し、武雄市に本店又は支店、営業所等を有し、24時間対応が可能であること。
- (2) 無線巡回車を保有している者であること。
- (3) 巡回警備を行っている者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、つぎに掲げる「入札参加届」などの関係資料を令和7年3月11日(火)午後5時までに、下記の担当課に持参又は郵送(3月11日(火)午後5時までに担当課へ必着)すること。
 - ア 入札参加届(様式第1号)
 - イ 営業概要書(様式第2号)
 - ウ 同種業務の履行実績調書(様式第3号)
- (2) 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じること。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出された資料は、この業務委託に関する目的以外には使用しません。

*担当課

郵便番号 843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地
佐賀県武雄県税事務所 総務課
電話 0954-23-8454

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書などの交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じです。
- (2) 入札説明書の交付方法
令和7年2月20日(木)から3月11日(火)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の担当課において交付します。
また、佐賀県のホームページからも入手することができます。
- (3) 入札説明会
実施しません。
- (4) 関係図面の縦覧場所

上記（１）の担当課において縦覧できます。

（５）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年3月18日（火） 午前9時30分

イ 場 所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地
佐賀県武雄総合庁舎 「別館2階 大会議室」

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

なお、入札者又はその代理人が本人であることを確認するための書類（運転免許証など）を確認することがあります。

（６）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）
第103条第3項第2号の規定により免除します。

（２）契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

（１）参加する資格のない者

（２）当該競争について不正行為を行った者

（３）所定の入札場所及び入札場所に到達しない入札

（４）入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

（５）一人で二以上の入札をした者

（６）入札者又はその代理人の署名がなく、入札者が判明できない入札

（７）前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

8 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

9 最低制限価格

この入札は「佐賀県庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度事務処理要領」を適用し、最低制限価格を設定しています。このため、最低制限価格を下回った入札者は、当該入札においては失格となりますので、再入札となった場合は参加できません。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- (3) 上記(1)に定める価格で入札を行った入札者が、同額で二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせることとします。

- (4) 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

11 その他

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) この入札説明書に掲げる入札及び契約は、令和7年2月の議会において当該委託業務に係る令和7年度予算が成立しない場合は中止します。
この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。
- (3) 詳細は、入札説明書などを参照してください。

※問い合わせ先 郵便番号 843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地
佐賀県武雄県税事務所 総務課
電話 0954-23-8454